

平成 30 年 10 月 1 日
四国地方整備局
松山河川国道事務所

国道 11 号(西条市丹原町)の通行規制解除について

国道 11 号(西条市丹原町)においては、台風 24 号による土砂流入で、片側交互通行を行っておりますが、本日 21 時の全面解除を目標に復旧工事を進めています。

通行規制中は道路利用者や地域住民の皆様に、多大なご不便、ご迷惑をおかけしました。今後とも、ご理解・ご協力の程よろしくお願ひします。

◆通行規制(片側交互通行)解除について

路線名：国道 11 号

規制区間：愛媛県^{さいじょうしたんばらちょうくるみ}西条市丹原町来見 (L = 200m)

解除予定時刻：10月1日(月) 21時

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト [No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト] に該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話：089-972-0034 (代表)

副所長(道路)：^{もりもと えいじ}森本 英二 (内線：205)

◎道路管理第一課長：^{いのかわ ひでとし}井之川 英稔 (内線：431)

◎：主な問い合わせ先